

# 令和2年12月3日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年12月3日(木)  
13時55分～14時45分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件  
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件  
議案第26号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 非農地証明書について  
3) 業務報告・予定  
4) その他

出席委員 18名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	13番 宮 西 勝 昇
5番 日 光 善 治	14番 加 賀 谷 良 雄
6番 三 輪 和 雄	15番 高 田 太 衛
7番 吉 江 秀 一	16番 碓 善 秋
8番 前 田 真 一 郎	17番 木 村 鉄 雄
10番 多 田 博 次	18番 沼 田 吉 雄
	19番 渋 谷 忠 司
	20番 唐 島 隆 夫

欠席委員 4番 坂 田 信 一  
9番 西 尾 和 三 郎

令和2年12月3日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>本日はご苦勞様です。寒くなつてまいりましたので、皆様も体調管理にお気を付けください。時間前ではございますが、全員お揃いですので始めさせていただきます。先日から非農地通知の訪問、並びに農業委員会の研修大会とご協力いただき大変ありがとうございました。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会12月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、坂田委員さん、西尾委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。10番の多田委員さん、11番の石丸委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第24号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第25号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計5件</p> <p>○議案第26号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>議案第24号の審議に入る前に、先月、11月総会で審議いたしました農地法第3条の案件についてご報告いたします。譲渡人が〇〇さん、成年後見人の〇〇さんと、譲受人の〇〇さんとの売買による所有権移転の件ですが、譲受人である〇〇さんが、11月9日の総会前の11月7日にお亡くなりになっていたことがわかりました。〇〇さんは許可日である総会よりも前に亡くなられていたため、許可が無効となります。そのため、11月10日に行政書士より、申請の取り下げの届出書が事務局に提出され、受理したことをご報告いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請に</p>

	<p>ついて」ご説明します。議案書 1 ページをご覧ください。</p> <p>受付番号 1 1 番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は 2 筆で、合計面積は 1,916 m<sup>2</sup>となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については 1 ページと 2 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 1 1 番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、位置図の 1 ページをご覧ください。譲渡人の〇〇さんの所有している〇〇159-1、159-2 の 2 筆を、譲受人である〇〇さんへ売買するというものです。申請理由は、譲渡人の〇〇さんは現在、お仕事の関係で〇〇にお住まいで、この先も農地を管理することが難しいということです。また、30 数年前、〇〇さんの祖父の代から、こちらの申請地の管理を譲受人の〇〇さんがされていて、該当の農地が〇〇さんのご自宅の正面にあるということで、買って耕作を続けていきたいということです。双方の意向が一致して、売買の合意に至ったということです。用水等にも特に問題はありません。よろしくをお願いします。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号 1 2 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 1 2 番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は 2 筆で、合計面積は 1,089 m<sup>2</sup>となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、3 ページから 4 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>

会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号12番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。位置図をご覧ください。譲渡人の〇〇さんの所有している〇〇97と98ですが、〇〇さんが所有する以前の地権者と〇〇さんが、当時、売買のお話をされていたそうです。〇〇さんは個人で請負耕作をされていて、こちらを購入されましたが、現在、〇〇さんも後継者がいないということで、規模を縮小したいということです。そこで、〇〇さんにお話を持ち掛けたところ、売買が成立しました。田2筆ですが、実際は1枚の田んぼです。水路等も整備されて、管理もされております。よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第24号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第24号については「承認」といたします。続いて、議案第25号「農地法第5条に規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第25号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページと3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号32番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、〇〇さんです。田5筆の合計面積が9,695㎡で、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、5ページから8ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号32番について、調査報告致します。</p>

〇〇委員	<p>賃貸人の〇〇さん、〇〇さんともに、〇〇の組合員であり、営農組合で耕作を請け負っておられます。かねてより、田んぼの水はけが悪いということで、農地改善のため、砂利採取を〇〇さんに依頼されました。地元自治会、土改、営農組合の同意書も提出されておりますので、特に問題ないと思います。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>それでは無いようですので、次に、受付番号33番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号33番は、使用貸借権の設定ということで借人が〇〇さん、貸人が〇〇さんで〇〇さんの父親になります。申請地は、〇〇33、地目は畑です。面積が233㎡、農家分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については9ページから14ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号33番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>借人の〇〇さんと貸人の〇〇さんは親子で、現在同居されていますが、子供さんも大きくなり、手狭になったため、農家分家住宅の計画をされました。区長、土改の理事の同意書も提出されております。どうぞよろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ただ今の件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、次に、受付番号34番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号34番は、使用貸借権の設定ということで借人が〇〇さん、〇〇さんご夫婦、貸人が〇〇さんで〇〇さんの父親になります。申請地は〇〇1246、外1筆で、2筆の合計面積が512㎡で、平成元年頃から駐車場敷地として違反転用されており、今回、一般住宅敷地</p>

	<p>として転用申請を行おうとするものです。位置図については、15 ページから 18 ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 3 4 番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、ご報告いたします。〇〇さんご夫婦は、現在〇〇にお住まいですが、父親の土地に家を新築したいということでした。現在、申請地は駐車場になっているということで、現地を見てまいりましたが、今は駐車されている車が無い状況でした。違反転用の始末書も出ております。申請地は〇〇で、上下水道も通っておりますし、雨水についても前の方にある水路に流したいということでした。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただ今の件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号 3 5 番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号 3 5 番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。申請地は、〇〇5010-2、外 1 筆、地目は田で、現況は雑種地です。2 筆の合計面積が 45 m<sup>2</sup>で、こちらは、平成 31 年に転用の申請をされて敷地を拡張し、駐車場として造成した際に、今回の申請地も同じく駐車場通路として違反転用で造成をしたため、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については、19 ページから 21 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 3 5 番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は、〇〇さ</p>

	<p>んです。〇〇の部長さんと〇〇さんに確認をして参りました。申請地はすでに舗装されていて、〇〇さんの駐車場として使用されています。〇〇さんの事業計画書、区長、土改等の同意書、違反転用に伴う始末書も提出されておりますので、特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号36番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号36番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。申請地は、〇〇6464-2、地目は田、面積が1,322㎡で、資材置場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については22ページから24ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号36番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>受付番号36番の報告をいたします。譲渡人の〇〇さんは、譲受人の〇〇の社長さんです。元々、必要になるかもしれないということで、近くに土地を買ってあったそうです。〇〇を挟んで向かい側にあります。今までは〇〇さんが耕作をされていて、了承も得ておりますので、問題はないと思います。資材置場なので、土砂の流出等が無いようにということと、横に通学路があるので、出入りには十分注意をしてほしいとお願いをしてきました。よろしくお願ひします。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので「異議なし」として議案第25号については「承認」としてよろしいですか。</p>

全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第25号については「承認」といたします。続いて、議案第26号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第26号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案書5ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の新規の利用権設定が5件で、面積が23,908㎡となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」は、ありません。申請の内容は、6ページに記載のとおりです。また、配分先は別紙にて記載しておりますのでご確認ください。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第26号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第26号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。協議事項は、今回はありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明をしていただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出</li> <li>2) 非農地証明書について</li> <li>3) 業務報告・予定</li> <li>4) その他連絡事項</li> </ol>
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。



<p>会長</p>	<p>無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。 これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。</p>
<p>職務代理</p>	<p>師走のお忙しい中、総会に参加していただき、ありがとうございました。 今回は本年最後の総会でした。次回は新しい年になっております。 本年は、コロナ渦で大変な年でしたが、来年は良い年になるよう にお祈りいたします。それでは、総会を閉会したいと思います。あり がとうございました。</p>
<p>— 12月総会終了—</p>	

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和2年12月3日

会長 宇川 傳 浩

議事録署名委員 10番 多 田 博 次

11番 石 丸 正 明